

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市内の既存住宅における太陽光発電設備等の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、予算の範囲内において、導入費用の一部を補助することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅をいう。
- (2) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮その他これらに類するものをいう。
- (3) 太陽光発電設備 住宅の屋根等に設置する太陽電池モジュール及びパワーコンディショナ等により構成され、住宅で発電した電力を当該住宅で消費（自家消費）又は系統連系する設備をいう。
- (4) パワーコンディショナ容量 パワーコンディショナの定格出力（kW）をいう。
- (5) 蓄電池 太陽光発電設備と同時に導入する定置用蓄電池システムをいう。
- (6) 太陽光発電設備等 太陽光発電設備及び蓄電池をいう。
- (7) リース等 リース契約又はPPA（電力購入契約）その他導入者（住宅所有者等）が初期費用を負担せず、月額等の支払により太陽光発電設備又は蓄電池を利用する形態をいう。
- (8) 設置事業者等 リース等により太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、又は設置プランを提供する事業者であつて、神奈川県が運営するかながわソーラーバンクシステムに登録をしているものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象とする住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に所在する既存住宅（集合住宅を除く。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象とする者は、次に掲げる者とする。

- (1) 購入（自己所有）のより太陽光発電設備等を導入する場合 当該住宅の所有者又は居住者（所有者の同意を得た者）
- (2) リース等により太陽光発電設備等を導入する場合 次条第3号に規定するの還元の要件を満たす設置事業者等

(補助対象事業)

第5条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」とする。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅に、太陽光発電設備を新たに設置すること。
- (2) 導入する設備が未使用品であること。
- (3) リース等により太陽光発電設備等を導入する場合は、補助金が導入者（住宅所有者等）の負担軽減に確実に還元されること。
- (4) 第8条に規定する交付決定後に着手したものであること。
- (5) リース等により太陽光発電設備等を導入する場合は、当該設備を設置する設置事業者等が、かながわソーラーバンクシステムに登録していること。
- (6) 実施する日の属する年度の3月15日までに補助対象事業は、補助対象設備の設置、代金の支払及び領収書の受領が完了すること。ただし、3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日までとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をもとに算出した額の合計額とする。

- (1) 太陽光発電設備の導入 容量1kW当たり30,000円とし、容量は太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW)とパワーコンディショナ容量(kW)のいずれか低い値とし、補助金額の上限は150,000円とする。
- (2) 蓄電池の同時導入 一律50,000円（太陽光発電設備と同一申請で導入する場合に限る。）とする。
- 2 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金額は補助対象事業に係る経費を超えないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の着手前に、伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し（購入の場合）
- (2) 補助対象事業に係る見積書
- (3) 設備の型式・容量が分かる書類
- (4) 設置場所の現況写真

- (5) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- (6) 設置事業者等と契約を締結する者の同意書（第2号様式）（リース等の場合）
- (7) 補助金適用前の料金が分かる書類（リースの場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更・中止）

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付申請額を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から14日以内に伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備に係る工事請負契約書の写し（購入の場合）
- (2) リース等契約書の写し（リース等の場合）
- (3) 補助対象事業に係る支払を証する書類
- (4) 設置状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告が行われ、規則第15条の規定により補助金の額の確定を行った結果、第8条の交付決定の額（第9条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。ただし、当該確定額は、第8条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

（補助金の交付）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市既

存住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書（第 8 号様式）に伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書、伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止・廃止）通知書又は伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金補助金確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限・調査協力）

第 13 条 規則第 20 条ただし書により市長が定める期間は、10 年とする。

2 市長は、必要に応じて設備の使用状況等の調査を求めることができる。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、虚偽その他不正があると認めるときは、交付決定の取消し又は補助金の返還を命ずることができる。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日告示第 74 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請区分

- ☐ 自己所有による導入 ☐ リース等による導入
☐ 家庭用蓄電池（太陽光発電設備と同時導入に限る。）

2 申請者

フリガナ	
氏名 又は 法人名及び代表者名	
住所 又は 主たる事務所の所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	
住宅所有者（申請者と異なる場合）	

3 設置住宅

所在地	伊勢原市
建物種別	戸建住宅
築年数	年

4 補助対象事業に係る経費

円（税抜き）

5 補助対象事業の着手及び完了予定日

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

6 設備概要

(1) 太陽光発電設備

■太陽電池モジュール

型番	メーカー	発電出力 (a)	数量 (b)	出力小計 (a×b)
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
		出力合計 (kW)		kW

■パワーコンディショナ

メーカー名	
型番	
定格出力 (c)	kw
数量 (d)	
合計出力 (c×d)	kw
(A) 交付申請額：円 (※1kw 当たり 30,000 円)	

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナ容量のいずれか低い値

(2) 蓄電池 (同時導入の場合)

蓄電池	メーカー名	
	型番	
	蓄電容量 (kwh)	kwh
(B) 交付申請額：円 (※一律 50,000 円)		

【申請額合計】 (A) + (B)

補助金交付申請額：円

7 リース等契約概要（リース等の場合のみ）

契約形態	契約形態： ☐ リース ☐ PPA ☐ その他（ ）
設置事業者名	
設備の所有者	
契約期間	年
補助金交付前 の月額料金	
補助金による 減額方式	☐ 月額減額 ☐ 一括相殺（詳細： ）

※消費税及び地方消費税相当額を除く

8 減額計算（リース等の場合のみ）

市補助金額	円
月額減額	円
減額月数	ヶ月
減額合計	円

※減額合計額は、市補助金額以上であること

※消費税及び地方消費税相当額を除く

9 連絡先（申請者と異なる場合のみ）

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

10 添付書類

- ☐ 申請者の本人確認書類の写し（購入の場合）
- ☐ 補助対象事業に係る見積書
- ☐ 設備の型式・容量が分かる書類
- ☐ 設置場所の現況写真
- ☐ 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- ☐ 設置事業者等と契約を締結する者の同意書（第2号様式）（リース等の場合）
- ☐ 補助金適用前の料金が分かる書類（リース等の場合）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

設置事業者等と契約を締結する者の同意書

伊勢原市長 殿

同意者住所 _____

同意者氏名 _____

同意者電話番号 _____

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金を受けて設備等の設置を予定している建物に居住し、設備等を使用する予定ですが、申請者が設備等を設置することを承諾し、申請者の申請内容について同意します。

設置する設備	☐ 太陽光発電設備 ☐ 家庭用蓄電池
設備等設置場所	伊勢原市
主たる事務所の所在地	
申請者（設置事業者等）	
名称・代表者職・氏名	

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（環境）第 号

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり交付（不交付と）決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



補助金交付決定額 千円

※不交付の場合

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第9条関係）

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業計画の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（環境）第 号

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止・廃止）承認通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更の内容

（事務担当は、 ）

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金に係る実績を次のとおり報告
します。

1 申請者

フリガナ	
氏名	
又は	
法人名及び代表者名	
住所	〒
又は	
主たる事務所の所在地	
電話番号	
メールアドレス	
住宅所有者（申請者と異なる場合）	

2 交付決定額 千円

3 実 績 額 千円

4 不 用 額 千円

5 補助対象事業の着手及び完了日

着手日	年 月 日
完了日	年 月 日

6 申請時から仕様等の変更（補助金額に影響を与えない軽微なものに限る）

☐ あり ☐ なし

ありの場合 変更内容	
---------------	--

※変更がある場合は、変更内容に関する書類を添付してください。

7 連絡先（申請者と異なる場合のみ）

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

8 関係書類

- ☐ 補助対象設備に係る工事請負契約書の写し（購入の場合）
- ☐ リース等契約書の写し（リース等の場合）
- ☐ 補助対象事業に係る支払を証する書類
- ☐ 設置状況が分かる写真
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第11条関係）

伊勢原市指令第 号

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました
結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 | 補助金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

請求者名称及び代表者氏名

発行責任者：

担 当 者：

連 絡 先：

交付決定のありました伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付決定通知額 千円

2 既交付額 千円

3 今回交付請求額 千円

4 未交付額 千円

5 添付書類（いずれかにレ印を付けてください。）

- ☐伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書の写し
☐伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更（中止・廃止）承認通知書の写し
☐伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金確定通知書の写し

6 振込金融機関

金融機関名	銀行・金庫							支店・支所		
	組合							出張所		
預金種別	普通	・	当座	口座						
	その他			番号						
フリガナ										
名義人										

※振込先が本店、本所の場合は、○を付けずに本店、本所とのみ記載してください。